151 ≦ i ≦ 180 のとき　0.844
181 ≦ i ≦ 210 のとき　0.807
211 ≦ i ≦ 240 のとき　0.780
241 ≦ i ≦ 270 のとき　0.759
271 ≦ i ≦ 300 のとき　0.742
301 ≦ i のとき　0.690

n　利用定員の最大値

C　地域区分が 100 分の 20 地域の市町村にあつては 1.051、100 分の 16 地域の市町村にあつては 1.036、100 分の 15 地域の市町村にあつては 1.033、100 分の 12 地域の市町村にあつては 1.022、100 分の 10 地域の市町村にあつては 1.015、100 分の 6 地域の市町村にあつては 1.000、100 分の 3 地域の市町村にあつては 0.989、その他地域の市町村にあつては 0.978 とする。

D　冷暖房費加算区分が 1 級地の市町村にあつては 0.030、2 級地の市町村にあつては 0.027、3 級地の市町村にあつては 0.026、4 級地の市町村にあつては 0.020、その他地域の市町村にあつては 0.000 とする。

5‖　市町村の「保健衛生費」に係る経常態容補正係数Ⅰは、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とする。

算式

｛（A ／ 0.263）× 0.094 ＋ 0.906 − 1.000｝× B × C

A ／ 0.263 が 1.000 を下回る場合は 1.000 とする。

［略］

6‖　市町村の「保健衛生費」に係る経常態容補正係数Ⅱは、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

B ／（A × 7.93）

算式の符号

［略］

B　合併関係市町村（新市町村の市町村役場及び地方自治法第 252 条の 20 に規定する区の事務所（以下「区役所」という。）が所在する合併関係市町村を除く。以下この条において同じ。）ごとに次の算式によつて算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

6.1 × a × b × c

b が 3.290 を超えるときは 3.290 とする。

c が 1.837 を超えるときは 1.837 とする。

算式の符号

［略］

151 ≦ i ≦ 180 のとき　0.848
181 ≦ i ≦ 210 のとき　0.813
211 ≦ i ≦ 240 のとき　0.794
241 ≦ i ≦ 270 のとき　0.766
271 ≦ i ≦ 300 のとき　0.749
301 ≦ i のとき　0.699

n　利用定員の最大値

6‖　市町村の「保健衛生費」に係る経常態容補正係数Ⅰは、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とする。

算式

｛（A ／ 0.263）× 0.093 ＋ 0.907 − 1.000｝× B × C

A ／ 0.263 が 1.000 を下回る場合は 1.000 とする。

［同左］

7‖　市町村の「保健衛生費」に係る経常態容補正係数Ⅱは、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

B ／（A × 7.85）

算式の符号

［同左］

B　合併関係市町村（新市町村の市町村役場及び地方自治法第 252 条の 20 に規定する区の事務所（以下「区役所」という。）が所在する合併関係市町村を除く。以下この条において同じ。）ごとに次の算式によつて算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

6.1 × a × b × c

b が 3.290 を超えるときは 3.290 とする。

c が 1.558 を超えるときは 1.558 とする。

算式の符号

［同左］